

# 文教委員会会議録

平成18年5月12日(金)

(開 会) 10:09

(閉 会) 11:40

## ○ 委員長

ただいまから、文教委員会を開会いたします。

「所管事務の調査について」を議題といたします。

質疑は執行部の説明の後で行います。

それでは、執行部の各課から所管事務について説明をお願いします。

## ○ 教育総務課長

教育総務課の所管事務の概要につきまして御説明を申し上げます。

教育委員会所管事務調査資料の1ページをお願いいたします。1の教育総務課の組織でございますが、1課6係で、総務課職員数は総数89名、係の内訳は、総務係につきましては、係長を含めまして75名、本庁6名、小学校45名であります。この内訳は、小学校22校の図書司書、用務員、施設管理、施設環境整備員であります。職種の内訳は、再任用職員4名、嘱託職員17名、臨時職員21名であります。

次に、中学校24名の内訳につきましては、中学校12校の図書司書、用務員、施設環境整備員であります。職種の内訳は、再任用職員1名、嘱託職員13名、臨時職員7名であります。

次に、施設係であります。係長を含めまして5名、このうち臨時職員2名であります。

次に、教育委員会分室は、分室長を含めまして、飯塚、筑穂、庄内、颯田分室に各2名の職員を配置しております。

次に、2の所管事務事業の概要であります。主な事務分掌といたしまして、教育委員会の会議に関する事、委員会規則等の制定・改廃に関する事、小学校22校、中学校12校施設の管理運営に関する事、小学校22校、中学校12校、幼稚園3園の整備計画及び建設・維持管理に関する事などを担当いたしております。

次に、2ページをお願いいたします。3の所管施設の概要につきましては、飯塚市立小中学校・幼稚園施設調べの資料であります。左から小学校22校、中学校12校、幼稚園3園別に、児童、生徒、園児数、学級数、校舎の保有面積及び教室数、校舎敷地面積及び運動場面積、屋内運動場保有面積、プールの水面面積及び個数を記載したものであります。内容につきましては、本紙の資料のとおりであります。

以上をもちまして、所管事務の概要説明を終わらせていただきます。

## ○ 学校教育課長

続きまして、学校教育課の所管事項の概要について御説明させていただきます。資料の3ページをごらんください。

学校教育課の組織について御説明させていただきます。学校教育課長1名及び指導係長兼務の課長補佐の1名のもとに学事係、教職員係、指導係の3係がございます。学事係は、係長1名のほか係員が5名に嘱託職員1名、それに、出先機関の幼稚園教諭が幸袋、庄内、かいたの3園で10名と、臨時職員が10名、さらに、嘱託職員の園長が3名の計30名です。

次に、教職員係は、係長1名のほか係員が2名、さらにALT (Assistant Language Teacher 日本の学校での外国語教育に携わるネイティブスピーカーである助手)として5名に、旧颯田町の特区教員として9名の計17名になっております。

最後の指導係は、係員が1名に割愛指導主事2名、嘱託職員1名、さらに、教育研究所、適応指導教室の嘱託職員の所長が2名と臨時職員が2名の計8名で、合計57名になっております。

次に、所管事務事業の概要について御説明申し上げます。まず、学事係として主たる事務事業としては、主に学校の管理運営に関する事務的なことを行います。次に、教職員係としての主たる事務事業としては、主に教職員の人事に関することや定数、服務管理、給与等の事務を行います。最後の指導係としての主たる事務事業としては、各学校で編成されます教育課程、教職員の研修、不登校児童生徒の指導支援、心身障害者の就学等に関しての指導、助言を行います。

次に、所管施設の概要については、別紙資料参照ということで、次のページに載せております。その中で、学校以外の所管施設といたしまして教育研究所、適応指導教室がございますので、それについて説明させていただきます。

まず、教育研究所ですが、設置場所は現在の飯塚第一中学校の敷地内の運動場側に設立されております。2階建ての建物になります。教育研究所では、教師の専門的力量的の向上並びに授業方法工夫改善に役立てる研究会等を実施するとともに、教育に関する調査研究等を行って課題解決の方向性などを明らかにする、そういった事業を行っております。

また、適応指導教室についてですが、現在は、旧飯塚市立図書館のすぐ近くに位置し、昔、法務局の事務所として使用されていた建物を使用しております。内容的には、主に不登校及び不登校傾向にある児童生徒の教育相談、学習指導、集団生活への指導支援等を通して、みずから自立できるような支援、指導を行うことを目的として現在取り組んでいるところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

#### ○ 学校給食課長

学校給食課の所管事務の概要について説明させていただきます。所管事務調査資料の5ページをお願いいたします。

1の学校給食課の組織及び職員数であります。給食係及び学校給食センターであります。給食係の職員は、係長、臨時職員を含めまして5人です。また、単独校調理場給食は、小学校、中学校を合わせまして13校で、調理員等は職員、嘱託、臨時職員を含めまして48名です。横田にあります飯塚学校給食センターでは、所長、嘱託、臨時職員を含めまして37人で、口原にあります颯田学校給食センターでは7人で、課長、給食センター所長等99名で学校給食を管理運営をいたしております。

次に、2の所管事務事業の概要であります。 (1)で学校給食の計画、指導及び実施に関すること、(2)で学校給食施設の管理運営に関すること、(3)で学校給食施設の整備に関すること、(4)で学校給食費の収納に関すること、(5)で学校給食運営審議会に関すること、(6)で学校給食及び学校給食センターの管理、運営に関することであります。

続きまして、米印の学校給食状況についてであります。この表は、市内の小学校、中学校、幼稚園児、児童生徒及び教職員の給食実施内訳等であります。縦に学校等の区分、給食予定人員、給食費を記載しております。

6ページをお願いいたします。3の所管施設の概要であります。給食センター方式では、飯塚学校給食センター及び颯田学校給食センターの2カ所です。飯塚学校給食センターの担当学校は、飯塚地区の小学校、中学校の19校です。颯田学校給食センターの担当は、颯田小学校、颯田中学校、颯田幼稚園です。

また、先ほど説明いたしました(2)の小学校単独校調理場は9校で、(3)の中学校では、4校の合計13校で単独校調理場方式の学校給食を実施いたしております。

以上で、学校給食課の所管事務の概要の説明を終わらせていただきます。

#### ○ 生涯学習課長

それでは、生涯学習課より所管事項の概要につきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料の7ページをお願いいたします。まず、1番目の生涯学習課の組織でございま

すが、組織機構につきましては1課7係で、職員数は、一般職員27名、再任用職員1名、嘱託職員32名、臨時職員18名で、総数78名でございます。

係の内訳といたしましては、生涯学習係は、係長及び青年の家を含めまして10名でございます。次に、生活体験学校であります、係長を含めまして5名であります。次に、公民館でございますが、中央、穂波、筑穂、颯田、庄内及び地区公民館のそれぞれの公民館長を含めまして62名を配置いたしております。なお、内訳につきましては、資料の掲載のとおりでございます。

次に、2点目といたしまして、所管事務事業の概要でございますが、主な事務分掌といたしましては、まず、1点目といたしまして生涯学習に関することでございます。次に、公民館その他社会教育施設の管理運営に関することとあります。3点目といたしまして、青少年教育及び成人教育に関することとあります。4点目につきましては、社会教育関係団体に関することとあります。最後に、5点目といたしまして、社会教育の振興に関することとあります。

以上が、所管事務事業の主なものでございます。

次に、3番目といたしまして、施設の概要でございますが、資料の8ページをお願いいたします。所管する社会教育施設の概要につきましては、表の左から順に施設名、建設年月、延べ床面積を記載いたしております。公民館施設といたしましては13館、そのほか八木山青年の家や穂波青少年野営訓練所などの社会教育施設といたしまして11施設について記載いたしております。詳細につきましては、資料のとおりでございますので省かさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、生涯学習課の所管事項の概要につきまして説明を終わらせていただきます。

## ○ 文化課長

文化課の所管事項の概要について御説明させていただきます。9ページをお願いいたします。

文化課の組織について御説明いたします。文化課が所管するのは、文化振興係、文化財保護係、歴史資料館及び財団法人飯塚市教育文化振興事業団でございます。文化課は、文化振興係、職員1名、臨時職員1名の2名、文化財保護係、職員6名、嘱託職員1名の7名、歴史資料館は、職員1名、再任用職員2名、事業団雇用の臨時職員1名の4名で、総数は、課長を加え職員9名、再任用職員2名、嘱託職員1名、臨時職員2名の14名でございます。

財団法人飯塚市教育文化振興事業団の組織でございますが、管理係と事業係の2つの係で組織し、市からの派遣職員2名、再任用職員2名、嘱託職員10名、臨時職員13名、パート職員3名、総数30名でございます。

次に、所管事務事業の概要について御説明いたします。

文化課の事務事業といたしまして、1点目に、財団法人飯塚市教育文化振興事業団に関すること、2点目に、文化事業及び文化団体の指導育成に関すること、文化祭、新人音楽コンクール、文化講演会等の企画、立案、実施並びに飯塚文化協会等文化団体の指導、育成に関することとあります。3点目に、埋蔵文化財の調査に関すること、4点目に、文化財の調査及び保護に関すること、川島古墳公園、小正西古墳公園、巻き上げ機台座の管理などあります。5点目に、文化資料の調査研究、収集、保存、展示及び公開に関すること、6点目に、文化施設の管理運営に関すること、飯塚市文化会館駐車場、イベント広場、飯塚市歴史資料館、飯塚市穂波郷土資料館、飯塚市庄内歴史資料室、松喜醤油屋、旧伊藤伝右衛門邸でございます。

続いて、財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業概要を御説明いたします。平成3年3月28日に設立され、市民の教育文化活動の振興、教育文化施設及び附属施設等の管理運営の受託並びに当該施設の整備を行うことにより、個性豊かな地域文化の創造発展に寄与することを目的といたしております。

その事業概要の1点目は、自主文化事業の実施に関すること、2点目は、芸術文化活動の

支援に関すること、3点目は、文化事業の受託に関すること、4点目は、教育文化施設及び附属施設等の管理運営並びに当該施設の整備に関することとさせていただきます。

次に、所管施設の概要でございます。ここに6カ所の施設名と建設年月、建物延べ床面積、敷地面積等を記載いたしております。説明については省略をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、文化課の所管事務事項の概要について説明を終わります。

#### ○ スポーツ振興課長

スポーツ振興課の所管事項の概要について説明いたします。資料の10ページをお願いいたします。

1のスポーツ振興課の組織でございますが、課の組織は1課1係となっております。職員数は、課長1名、係長1名、係員5名、再任用1名、嘱託職員2名の計10名で事務を行っております。

2番の事務事業の概要でございます。1、社会体育施設の整備に関すること、2、社会体育施設の維持管理及び運営に関すること、3、各種大会を通じて市民の体力向上とスポーツの振興を図ること、4、体育指導委員に関すること、5、体育協会等社会体育団体の育成に関すること、6、各種スポーツ教室、講習会並びに競技大会に関すること、7、生涯スポーツ及びレクリエーション運動に関すること、8番、地域スポーツ活動に関すること、9、体力づくりに関すること、10、学校体育との連絡調整に関すること、11、学校体育施設開放に関すること。

続きまして、3、所管施設の概要でございますが、11ページから15ページの表に施設の状況を記載しておりますので、御参照をいただきますようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

#### ○ 人権同和教育課長

人権同和教育課より所管事項の概要について御説明いたします。

人権同和教育課の組織につきましては、人権同和教育課長1名、教育係長、担当主査含め総勢16名で啓発に当たっております。そのうち嘱託職員8名を含んでおります。

2番目に、所管事項の概要でございます。人権同和教育課は、教育委員会で行ってまいりました人権同和教育と、市長部局で行ってまいりました人権問題啓発事業を統合され、この合併によりまして、新市によります人権同和教育担当課として発足し、人権同和担当係を統合して発足したものでございます。

次に、1、人権同和教育啓発に関することということで、これは、人権同和教育及び啓発の企画立案、推進、指導、助言、相談、資料収集、調査研究と広報に関することを含め人権同和教育啓発に関することといたしております。同和問題強調月間等の、それから、人権同和问题懇談会や社会教育関係団体、市内事業者、市内企業などの各種団体への人権同和问题研修の開催を通して広く市民に人権意識を高め、啓発冊子の発行等をあわせ人権問題への啓発を行うものでございます。

(2)人権学級、同和地区子ども会等の育成に関することということで、人権学級を開設し、人権同和问题の学習を中心に広く地域住民を対象に、同和問題を初めとした人権に関する多様な学習機会を提供するものでございます。また、同和地区子ども会につきましては、同和地区における少年の健全な育成を目的として、生活体験、社会体験、自然体験等を通して主体性を育て、行動への意欲を高めるような活動を初め学力向上を目指す取り組みを行うものでございます。

そのほか、人権相談事業に関すること、市内在住者や市内勤務者、市内通学者を対象として、弁護士による法律相談や人権同和推進指導員による一般相談を行うものでございます。

以上、人権同和教育課の説明を終わらせていただきます。

#### ○ 図書館長

所管事項の概要の図書館についてを説明させていただきます。17ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1番目の図書館の組織でございますが、館長以下図書館係28名でございます。5館図書館がございまして、それぞれ、飯塚図書館13名、筑穂図書館5名、庄内図書館6名、穂波図書館3名、穎田図書館は公民館と兼任でございます。

続いて、2番目の所管事務事業の概要でございますが、図書館の管理及び運営に関することでございます。詳細については文書で説明いたしておりますので、要約して説明にかえさせていただきます。

地域における情報集積、情報発信の中核的な施設として教育文化の発展といった観点から、多様な学習支援機能を持つ魅力ある施設づくりを現在進めております。その中でも大型活字本や字幕付きの映像資料等の充実を図りまして、利用者層の拡大に努めております。また、読み聞かせのボランティア育成の支援も図りまして、本との出会いの場の提供に努めているところでございます。

次のページの18ページをお開きいただきたいと思います。施設の概要について、各図書館別に、施設全体、蔵書、それから、運営状況についてそれぞれ記載いたしておりますので、御参照をいただければと思っております。

以上、簡単でございますが、図書館の所管事項の概要について御説明させていただきました。

#### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

#### ○ 原田佳尚委員

3点ほどお伺いいたします。

まず、1ページの小学校45名、中学校24名の配置の中に、用務員という説明が先ほどあったかと思えます。これは、私の記憶であれば、たしか庄内地区とか、そういったところには用務員さんはいなかったのではなかろうかと思えます。そこで、現在の、全校に用務員さんが配置されてあるわけではないと思うわけでありまして、この現在の配置の状況、それから、その業務内容についてお尋ねをいたします。

#### ○ 教育総務課長

小学校45名の内訳でございますが、まず、用務員さんが21名でございます。というのが、小学校が全部合わせまして22校でございますが、庄内町はシルバーで委託をしてございます。そういう関係で、小学校は22校のうち21校は、用務員を職員で配置をいたしておるということでございます。

#### ○ 委員長

業務の内容。

#### ○ 教育総務課長

大変失礼をいたしました。庄内小学校でございます。学校は庄内小学校。

業務内容につきましては、それぞれの町では若干業務の内容が違っておりますが、主に校庭内の軽微な清掃とか、それから、給食時の牛乳とか参ります。そういうお手伝いとか、それから、学校内の巡回、警備です。それ以外に時間が余ったときに、それで、最近特に学校の防犯、安全の問題がございまして、そういう時間が余ったときには警備をしていただくというのが大体主な業務でございます。

#### ○ 原田佳尚委員

それぞれの用務員がいるということで内容も大体わかりましたけども、この件に関してはようございます。

次、3ページの方のALT5名及び臨時職員、これは穎田の特区の問題ですが、これはた

しか町の単独ですね。補助も何もなかったですよ、これは。単独の持ち出しでの特区の教育のあり方の、費用についてもこれは単独だったと記憶しておりますが、これは今後どんなふうになるのでしょうか。この今後の見通しだけをお聞かせをいただきたいと思います。

○ **学校教育課長**

今後の見通しについてお答えしたいと思います。

まず、これは単費で運用をするようになっております。平成17年、18年、19年の3カ年計画で実施する予定になっております。よろしいでしょうか。

今後の見通しについては、現在、小学校に6名の特区教員がいて、そして、中学校に3名おります。これが来年度は中学校にもプラス3名の6名、小学校に6名、12名ということで若干教員がふえるという今後の展望があります。予算的にも来年の方がまたさらに若干人件費の方で増加する一応予定で、これは特区ですので、そのまま継続になるかと思えます。

○ **原田佳尚委員**

この特区の問題について、もう少し一つお伺いしたいんですが、現在この特区ということ、これは許可された分だけが現在そんなふうな状況で進んでおるわけですが、今後これ合併しまして、旧1市4町が、この方向性でいく可能性があるものか、それともこれは3年間の期間だけの認定ということで、それで終わってしまうのか、せっかくこういうものがあるのであれば、今後教育にはこういう予算をかけるべきではないかと思うわけでありまして。

今後の展望につきまして、こういった論議はなされなかったのか、また、あるんであればそういったものをお聞きしたいし、また、そういう計画を立てる腹案でもあれば、そこら辺をお尋ねをいたします。

○ **学校教育課長**

今の点についてですが、この件については、平成19年度においては、事業状況の評価等をしっかり出していただいて、それに基づいて計画等を再検討するというふうには一応計画的には考えております。

それから、予算的なものでは、当面3年間でほぼ1億1,000万円という予算を計上して行っておりますので、やはり、颯田小学校、中学校で行いますので、いいところは、やはり飯塚市内でもやはりこれは浸透せないかとやろうとは思いますが、何せ予算的なものがありますので、そこは十分検討を加えながら、結果、あるいは数値的なそういう評価に基づいて今後検討をしていきたいというふう考えております。

○ **原田佳尚委員**

最後になります。最後もう1点。給食について5ページにあります。これはごらんとおり、学校給食課長以下のこの中で、庄内中学校が新設でことしの4月から給食が始まっておりますが、委託でございます。この委託についてはそれぞれ論議がなされました。結局は人件費ということになるわけですが、先ほどの特区でも同じですが、非常に人件費が高いということで委託でございます。

御存じない方もいらっしゃると思いますので、まずは、この委託が年間どのくらいかかって、例えば一番、どこでもいいですが、4名程度、5名程度配備しているところではどのくらいの人件費がかかるのか、ちょっとこれを説明いただきたいと思えます。

○ **学校給食課長**

当時の庄内中学校の学校給食調理に伴う経費の比較でございますが、ここで引き継いだところによりますと、差し引き経費の節減が約300万円というふうにはお聞きしております。――失礼いたしました。18年度の委託料につきましては、934万5,000円でございます。――今のところそういう資料をちょっと手元に持ち合わせておりませんので、後ほどお願いしたいと考えております。

○ **原田佳尚委員**

まず、今資料が手元にないということでありますけども、手元に資料がないということと比較ができないじゃないですか。どのくらいの経費の違いがあるかということで、私はここで、この委員の皆さん方に知っていただきたかった、こういう意図があるわけなんです。それを資料がないということで片づけてしまうのであれば、これは進行になりませんが、委員長、取り計らいをお願いしたいと思います。

○ **学校給食課長**

庄内での直営（と民間委託）での比較をいたしますと、人件費で申しますと（直営の経費では）約1,312万円程度でございまして、民間委託の経費によりますと、試算では1,000万円、934万5,000円でございます。差し引き節減額が約300万円程度ということでございます。

○ **原田佳尚委員**

約300万円という結果が出ました。この中で、今後こういった施設におきましては、委託というのはこの近辺では珍しいかと思っておりますけども、先ほどいろんな形での経費節減というものがございました。こういったものを節減してでも、先ほどの特区の分に使うところを、もっと教育的な部分に使うのが私は本筋じゃないかなと思うわけです。

今後、この辺の委託ということについて、今いきなり出ましたものですから、いきなり回答をとってもそれは難しいかと思っておりますが、今後こういった委託ということも十分に踏まえた上で検討をいただきたいと思っております。

私は、これで質問を終わります。

○ **委員長**

質疑はありませんか。

○ **本田委員**

16番、本田文吉でございます。11点にわたって質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、1点目は、所管事務調査資料3ページ、(1)番、学事係に関すること、3中学生海外派遣に関することでお尋ねします。中学生の海外派遣は、どこの国へどんな目的で派遣されるのか。対象中学生の規模なり、派遣の必要性なり、費用などについて概略説明してください。お願いします。

○ **学校教育課長**

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、どこの国でということでしたので、まず、派遣先はオーストラリア、ニューサウスウェールズ州のレイクムンモラーハイスクールというところに行くように予定しております。

それから、どんな目的でということでしたけど、飯塚市のあすを担う人材の育成というのが主な目的で、さらに、現地でのホームステイや、そういった経験、体験を通して語学学習、あるいはコミュニティー能力の向上を図るということをおねらっていく予定にしております。

それから、費用についてですが、生徒1人当たり総経費が大体35万円ほどかかります。本人負担額はほぼ約10万円ということで予定をしております。それでよかったですでしょうか。

○ **本田委員**

その件についてですが、中学生が派遣された先で、それなりの実体験と、飯塚市では体験できないような学習もすることだと思っておりますが、それが帰ってきてそれを環流していく、それを普及していく、その辺がないと、やはり税金のむだ遣いに通じるものが起こるのではないかと思いますので、帰ってきてからの環流なり、その普及についてどのようになされていますか。

○ **学校教育課長**

帰ってきた後、一応報告会という形で研修会をまた持つように毎年やっております。――済みません。本年度は飯塚市で初めてですので、帰ってきてから研修報告会という形できちっ

と、それから、作文、そういったものをまた市の広報あたりに記載したいというふうに考えております。

○ **本田委員**

1点目はそれでよろしゅうございます。

じゃあ、2点目ですが、(3)指導係に関する事の中で、不登校児童生徒の支援指導、心身障害者の就学、学校における人権同和教育の指導に関する事を行うとありますが、その実態について、ポイントなり要点を説明してください。

○ **学校教育課長**

まず、不登校児童生徒ですが、本田文吉議員さんも御存じのように、平成13年、14年度で、全国で大体14万人の児童生徒が不登校にあるというような報告がなされて、それ以後だんだん減少にはあります。しかし、現在でも12万程度の児童生徒が不登校、あるいは不登校ぎみであるということ、そして、本飯塚市も昨年は100人ぐらいいました。

大体これを、全国的な文部科学省の統計によりますと、中学校においては大体37.8人に1人、ですから、中学校1クラスにおいて大体1名程度の不登校児童生徒が存在するというふうに考えられております。小学校の方は300名に大体1名の割合というふうに文部科学省の方では報告がされております。

それから、心身障害者の件については、就学指導委員会の中でいろんな検討をして、いろんな指導、あるいは支援、そういったものを話し合うようにしております。

それから、人権同和教育指導については、本年、うちに学校教育課の方には指導主事が2人おまして、その中の1名に人権同和教育担当ということで、34校の学校における人権同和教育の推進のあり方、いろんな研修について34校の指導に当たるようなことを考えております。

以上です。

○ **本田委員**

2点目は結構でございます。

それから、次に、3番目に移ります。5ページ、学校給食課についてお尋ねいたします。学校給食状況は、小学校22校、中学校12校となっておりますが、そのとおりですね。

○ **学校給食課長**

小学校22校、中学校12校でございます。

○ **本田委員**

では、その点について引き続きお願いします。栄養士の配置状況です。これはどうなっているのか、現状をお願いします。

○ **学校給食課長**

お答えいたします。

単独校では4名です。それから、共同調理場では6名を配置いたしております。

以上でございます。――失礼いたしました。共同調理場では、6名と申しましたが、3名でございます。失礼いたしました。

○ **委員長**

いいですか。

○ **学校給食課長**

4名で結構です。

○ **本田委員**

では続きます。引き続き学校給食課についてお尋ねします。

給食は教育の一環という立場から、子供たちに、より安全でよりおいしい給食の実施を、子供たちの親御さんも教職員もみんな強く望んでいると思います。旧飯塚市はセンター方式を

とっていると思いますが、今、以上述べました観点から、センター方式を見直す、そういうお考えはありますか。また、そういった点について検討をなさったことはございますか。その辺を説明してください。

○ **学校給食課長**

御質問の件につきましては、共同調理場のメリットと単独校の調理場のメリットかと思いますが、そこでございますでしょうか。確認でございますが。——失礼いたしました。検討したことがございません。

○ **委員長**

よろしいですか。

○ **本田委員**

私の質問に対して、正確、明確に教えてください。お願いします。

では、最後に、給食問題について最後にお尋ねします。学校給食費の滞納なり、それから残菜問題、この現状はどうなっていますか。また、その改善の対応策はどのようにお考えになり、また、実施なさっていますか。その点について説明してください。

○ **学校給食課長**

現在の学校給食の収納率でございますが、17年度で申しますと、それぞれ地区によって違いますが、全体的には約97.7%の収納率でございます。

続きまして、徴収方法につきましては、給食費の納入につきましては、4月1日付で、各小中学校、幼稚園を通じまして保護者あてに、学校給食費の納入のお知らせについての文書を通知いたしております。内容につきましては、給食費の月額、年額、納入期間、それから、納入期日、また、納入の方法などであります。また、この中で口座振替の手続の取り扱いがありますが、市役所、市が指定する金融機関、教育委員会分室で行っております。

滞納者につきましては、1カ月間滞納者には督促状を、2カ月間滞納者につきましては催告状を発送し、3カ月滞納しますと各戸別訪問徴収する予定ではございます。

以上でございます。

○ **本田委員**

給食問題については結構でございます。

次、7番、9ページ、(6)文化施設の管理運営に関することでお尋ねします。

この名前の呼び方はこれでいいのでしょうか。「まつき」と読むんですか。「まつきしょうゆや」と読むんですか。これは私にとっては初めて聞く名前なんですが、文化施設としてどんな値打ちがあるのか、また、持っているのか、その辺を説明してください。

○ **歴史資料館次長**

松喜醤油屋につきまして御説明いたします。

松喜醤油屋は、旧穎田町勢田にございまして、建設の年月日は、幕末から明治の初期でございます。この建物は穎田町にありまして、幕末から明治にかけまして、しょうゆを製造しておりまして、飯塚市にとりましても大変文化財的に、学術的にも貴重な建物でございます。そういうことで、現在、市指定の文化財になっております。

○ **本田委員**

次、8番、16ページ、人権同和教育課についてお尋ねします。

人権学級、同和地区子ども会など育成に関する事の中で、同和地区を特定して、同和地区子ども会は何をするのかが記述されています。2002年3月をもって同和対策特別事業は、国としては終結をしておりますが、今も引き続き同和地区と一般地区との垣根を温存するような、こうしたことをいつまで続けられるのか。もう時代の流れとして終結をすべきではないかというように考えていますが、その点はいかがでしょうか。

○ **人権同和教育課長**

いつまで続けられるのかということでございますけれども、同和地区子ども会等につきましては、今、同和地区におきます青少年の健全な育成を目的にということで、生活体験、社会体験、自然体験等を通して自主性を育て、行動への意欲を高めるような事業として進めておるものがございますが、この今言われております、いつまで続けるのかということでございますけれども、これは、今の同和事業につきましては終息をしたということで御説明がありました。この中で、同和事業としては終息をいたしましたけれども、各同和地区につきましては、やはり、この、学力が低いとか、そのような内容が出てきております。

おりますが、この中で、私どもも、地区の子供たちの健全育成といいますか、そういうものをやはり進めていかなければいけない。異年齢の子供たち同士の活動とかというようなことで、このような事業について進めていかなければならないということで、私どもが進めております事業、これは、県の方からも補助をいただきながら事業を推進しておるところでございます。

○ **本田委員**

ただいまの答弁については疑問が残るし、ひっかかります。というのは、同和地区の子供たちの学力は低いと今、答弁されましたが、そのような客観的な資料なりあるのですか。あったら教えてください。

○ **委員長**

挙手をお願いします。

○ **人権同和教育課長**

子ども会の事業の中で、社会体験、こういうようなものとあわせて宿題とか、そういう事業についても、この中であわせて行っておるところでございます。私どもも、各地域にございます解放子ども会の事業内容等、学力向上を目指すようなものをいたしておりますが、今低いということでありましたけれども、私どもも話をしましたけれども、どれぐらい低いのかというのは、ちょっとまだ私どもも入手はいたしておりませんが、そのように事業の中で体験事業なり、そういう事業を進めておるところでございます。

○ **本田委員**

ただいまの答弁では納得しかねるところが幾つかありますので、この問題については、引き続き本議会でも取り上げていきたいと思っております。

では、次に行きます。

9番目です。17ページ、図書館についてお尋ねいたします。新飯塚市は、小学校22校、中学校12校、幼稚園3園となっています。小中学校とも12学級以上については図書司書を配置していると存じていますが、間違いありませんか。

○ **委員長**

どなたが答弁。

○ **教育総務課長**

ただいまの御質問ですが、小中学校には各1名図書司書補助を配置いたしております。

○ **本田委員**

では、次に移ります。

12学級以上は図書司書を配置していると、その基準なり根拠は何によっておりますか。

○ **教育総務課長**

ただいまの質問は、図書教諭のことじゃございませんでしょうか。

○ **本田委員**

図書司書。

○ **教育総務課長**

その12学級以上は図書教諭の基準だと思います。

○ **委員長**

答弁をちょっと終了してもらわないかん。

暫時休憩いたします。

休憩 11:07

再開 11:20

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 学校教育課長

先ほどの12学級以上に図書司書教諭を置くという法的根拠ということでしたので、法的根拠は、学校図書館法第5条に法的なものが裏づけをされております。それによって各小学校に図書司書教諭を配置するようになっておりますが、教諭の本来の職務は児童生徒の教育をつかさどるということで、非常に、専任教諭ではないわけです。図書司書の。

それで、県においても、図書司書の補助の配置が必要であるというような要望もいたしております。図書司書の補助です。——失礼いたしました。司書教諭を配置するように県にはお願いをしておるところです。

○ 本田委員

現在、市民道徳やモラルの低下が社会問題化されています。そこで、子供のころから図書館活動や読書活動を旺盛に進める。そのような人間の育成がとても大切だと思いますので、今、勝田教育課長が言われました方向を一層充実させる方向でぜひ努力していただくことを強く要望して、私の質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑ございませんか。

○ 深田委員

すいません。原田佳尚委員、本田文吉委員がいろいろ質問をたくさんされたんですが、5ページの学校給食について追加質問、ちょっと補足質問をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

私が聞いていたときに、栄養士を置いてあるかって本田文吉委員が質問なさいましたが、管理栄養士が多分いると思います。まず、管理栄養士が何人いるか、栄養士が何人か、それをまず1点。

それから、合併前、いろいろのセンター方式と、それから、単独校調理場で給食を出してあったと思いますが、献立はどのように各学校なっていたか。全部同じ献立で小学校と中学校と別々の物を出してあったか。だから、センター方式の場合は、全校同じだと思いますが、単独校調理場でつくる場合は、おのおのに栄養士を置いていたら、おのおのの栄養士がそのときによってしてあったか。

それと、まず、材料購入をどのような方法でなさっていたか。特に飯塚は、過去、飯塚の給食センターはいろいろ問題が起こっております。それで、今後どのように考えてあるか、その3点をとりあえず質問させてください。

○ 学校給食課長

先に献立の件でよろしいでしょうか。——献立の件につきましては、栄養士が献立表をつくりまして、そして、それぞれ1カ月分の献立をつくって入っております。

まず、給食センターでは、小学校と中学校は違います。献立は違います。それから、顛田も違います。顛田は内容は一緒、量が違いまして、献立の内容は一緒でございます。それから、単独校につきましてはそれぞれの栄養士がつくりますので、若干——ちょっとそれはお待ちになってください。——旧町では町ごとに違いまして、また、中学校、小学校ごとに違うことでございます。

それから、材料費の購入につきましては、おおむね約70%程度が県の学校給食会から購

入いたしまして、残りを地域からの購入ということで今掌握しております。

以上でございます。

○ 委員長

わかりますか。

○ 学校給食課長

栄養士と管理栄養士の件につきましてはちょっと把握しておりませんので、また後日報告したいと思います。

以上でございます。

○ 深田委員

合併直後で、いろいろまだお調べになっていらっしゃらない大変な時期に込み入った質問をして本当に申しわけないと思いますが、安価で栄養価の高い、より充実した給食を皆、生徒さんに提供するためには、やはり、まず、本田文吉委員がおっしゃるように人件費をいかに削減するか、そして、材料をいかに安く購入するかということが大切なことだと思います。

それで、今この表に見ますと、単独の場合は、学校生徒数に対して、職員が、臨時もありませんが42名、栄養士が各学校に置かれる、献立もばらばら、管理栄養士までは私は置いていらっしゃらないんじゃないかと思います。

だから、給食の献立とかは、やはり1カ所で集中して、管理栄養士がぴちっとしたものを献立されて全校に流されるように、私は、全給食です。単独に流される。そして、ある程度、今言う給食何とかから購入される、給食の、されると言われたところでされるものであれば、同じものを仕入れるようにされて、地域との密着は物すごく大事でございますが、外食産業なんか、今、外食産業が安いで競争をしておいしいものをたくさん提供しております。材料をいかにいいものを仕入れるか、それは契約栽培をさせているところがたくさんあります。

だから、今後、そういうふう給食に対しても十分考慮をして、今後、合併したのを期に充実させて、いいものを安く、それで、人件費が安くなった分は、給食費のいいものをたくさん食べさせてあげられるように改革すべきだと思いますので、十分検討をしていただきたい。研究していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 委員長

答弁要ります。

○ 深田委員

いいですか。わかったか、わからないか、どうされるかだけの答弁で結構でございますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

挙手をお願いします。

○ 学校給食課長

今後、十二分に検討をしてみたいと考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 柴田委員

学校教育課の方にお尋ねいたしたいと思います。

この書類の3ページのところに、この中に、(3)の中の心身障害者の就学というところがございます。私、最近、御父母の方から相談を受けていることがあるんですが、発達障害をお持ちになるお子さんのことに対して、現在、学校の現場においてどのように対応をいらっしゃるのか。

それと、特殊学級というのが各学校にあると思うんですが、ない学校もあるそうですが、小中学校で、この特殊学級というのをあるところは何校あるのか、教えていただきたいと思い

ます。

○ **学校教育課長**

お答えします。

小学校の方は、22校で27名の特学に通っている子供がおります。それから、中学校の方は、ちょっとお待ちください。中学校が12校で25名です。22校のうち特学が設置されている学校が、小学校では17校、22校のうち17校設置されております。中学校が、12校のうちに10校が特学が設置されております。

それと、対応については、特別支援教育というふうな今形で、昔の特殊教育という形ではないんで、名前が特別支援教育というふう変わっております。特別支援教育というのは、そもそも障害を持っている児童生徒の自立とか社会参加に向けた、主体的に、自主的に取り組みを支援していくという教育に変わってきております。

それで、今までは、通常の学級において、皆さん御存じのように、学習障害のLD (Learning Disorder) だとか、ADHD (Attention Deficit/ Hyperactivity Disorder) で注意欠陥/多動性障害とって、私たちが幼いころに非常に粗暴な子がおりました。そういう子供たちが大体一般的にADHDと言われるんですが、そういう子は、過去はそういう特学の対象児童にはならなかったんですが、今は、そういった子供たちも特学に行けるような、緩和措置じゃありませんけども、広い解釈をしていくようになっております。

ただ、発達障害については、どの程度の判断がされるかというのは各学校でまちまちなんですが、そういうADHDとかいうのをきちっと心療内科等で判断された場合には、そういう特学の通級対象児童になりますので、できましたら年度内に来年度の特学設置を要求するだとか、そういう形をとられたら来年度からも行けると思います。

それから、途中で、学校に特学が設置されていない学校等がありますので、そういう学校等については、近隣、近くの学校に特学が設置されている学校等に通うこともできますし、稲築にあります嘉穂養護学校、そこに相談されて、途中から行けるようなこともあるというふうに養護学校の校長先生からお伺いしております。

以上です。

○ **柴田委員**

ありがとうございます。

本当に昨年、国からこのことを認めていただいて、取り組みが今一生懸命なされているところだと思います。学校も、飯塚市も新市になりまして、本当に取り組みも大変ではないかと思えますけれども、御父母の方の願いとして、教師の方のまた研修というのですか、この発達障害の研修もなされていると思いますが、本当に各個人個人の先生方がこのような状況をまた認めていただくような、そういう研修もお願いしたいということと。

そして、私たちは今まで何か、この子供さんはおかしいな、おかしいなで通ってきて、この方々がまた大人になり、また、最近いろんな事件もそういう状況の中で起きていることも少しずつわかってきております。

こういう状況を、ぜひ、御父母の方々にも、この専門のお医者さんをお呼びいただいて講演等を、この発達障害についての講演等もぜひ行っていただきたいという、こういう御父母の方々のお願いをお聞きいたしておりますので、ぜひ、本当に何か、少しずつこういう方々が今ふえてきているということの問題において、ぜひ、教育課の方もまた、今までも取り組んでいただいておりますけれども、一層に取り組みをまたお願いしていただきたいと要望をして終わります。よろしくお願いたします。

○ **委員長**

答弁よろしいですね。

○ **柴田委員**

はい。

○ 委員長

ほかに質疑はございませんか。

○ 梶原委員

すいません。梶原健一ですけども、教育総務課の方にお尋ねしたいと思いますが、2ページで、各学校の学級数に応じて教室数が載っておりますが、どの学校も大体教室数がいっぱい余っているような状態で、大体小学校においては半分ぐらいの教室があいておるのではないかと思います。中学校は特別教室とかいろいろ音楽室やら理科室やらありますから、この数とはちょっと違うとは思いますが、空き教室の現状は、そのままの状態にほったらかしてあるのか、何か有効活用をされておるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○ 教育総務課長

今、これは余裕教室のことだと思いますが、私どもも、この余裕教室につきましては、特別教室といひまして、例えば、児童生徒の会議の部屋とか、それから、郷土室とか、それから、特別教室と申しておりますけども、そういうふうなことに学校としては現在活用しております、これは余裕教室と申し上げております。

それで、よく皆さんが、今少子化で子供の数が減っておるから、学校の教室はかなり余っているんじゃないかということですが、これは、私どもは余裕教室と申し上げておりまして、そういう特別活動の教室に現在活用をいたしておるところでございます。

しかしながら、この中でも、旧飯塚におきましては、特に学童保育の関係で、子供の数は減っておりますけども、学童保育を希望される非常に児童の方が多いので、今現在、どうしても今現在の学童の施設で定員がオーバーして入れないというところは、今申し上げましたように、学校と協議をいたしまして、その余裕教室を、一時開放というようなことでも活用をいたしておるところでございます。

○ 委員長

答弁よろしゅうございます。——ほかに質疑はありませんか。

( な し )

お諮りいたします。所管事務の調査についての本日の審査はこの程度にとどめ、5月30日火曜日午前10時から委員会を開き、現地調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

本日の委員会は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

( 散 会 ) 11:40